

焼きたてパン新聞 “ほっかほか”

一押し春のパン～2019年～

今月のメニュー

1. 一押しの春パン



2. 税務情報



もうすぐ春ですね🌸色鮮やかなフルーツが果物店に並びますが、やっぱり目に留まるのは「いちご」。そこで今回、私がご紹介するのは、東京都江戸川区南葛西 boulangerieJOEの「いちごのデニッシュ」。開業 11 年目にして初めての、いちごのデニッシュだそうです。サクサクのデニッシュの上にココのある自家製マスカルポーネクリームと甘酸っぱいジューストロベリーのハーモニーがたまりません。(河原 治)

2019 年、喜多一押しの春パンはマルルーの「さくらラスク」です。シュガーバターと合わせて桜の花と葉の塩漬けが塗られているので、ちょっとした塩味が甘さや香りを引き立ててくれます。持ち歩いて、小腹がすいたときにサッと食べられるので、お花見に持っていくのにちょうど良さそうですね。さくらの味がきつ過ぎないところも良いポイントだと思います(喜多 泰友)



私の一押しの春パンは、尼崎にあるやさしい風の「求肥入りさくらあんぱん」です。パンの中に入っているさくらあんは、桜の葉の香りにきれいな桜色で、やさしい気持ちになれます。そして、もちもちの求肥入りなので、食感も楽しく満足感があります。美味しいのは勿論、見た目も花形で可愛いです！お散歩のお供にいかがでしょうか。(福重 有紀子)

阪急南方駅から徒歩3分程にある、cocorono bakery さんの春パン、「抹茶と桜のデニッシュ」です！サクサクした生地には中には抹茶風味のクリームチーズがたっぷり入っています。抹茶の上に桜の花びらが乗っており、それだけで春の訪れを感じられるのですが、実はデニッシュ内にも桜あんが入っており、見た目だけでなく、味でも春の季節を感じられるデニッシュとなっていました。このパンは朝一番に並べられますが売切れ次第終了です。お早めに！(神村 嘉拓)



桜満開の暖かい日曜日、阪神今津駅から徒歩8分の yotsu さんへ行ってきました。春パンみつけたらいいなあと思っていたら、お店の外の黒板に「小春ちゃん」の文字が♡中に入るとたくさんのパンの真ん中にいました！小春ちゃん♡名前も見た目もかわいいです。中には桜あんとクリームチーズがたっぷりおいしいです。季節限定と書いてあるとつい買いたくなりますね。(松本 佳子)



大阪にもたくさんの桜の名所があるのですが、私は太陽の塔のある万博公園へ。その近くにあるパンプラトーさんに立ち寄りしました。春限定の「桜あんブレッド」(ラストでした)を購入！さくらの葉が白あんに練りこまれていてよい香り。軽くトーストするとさらに香りよく、また白あんがほっくりして甘さも引き立ちおいしかったです。季節感があり食べて春を感じるここのできるパンでした！(平野 正子)

私のオススメの春パンは、ダンマルシェさんの「桜香るクロワッサン」です。外はサクサク、中はふわふわの生地に、桜グレーズの香りがほんのりと、とても美味しいです！見た目もかわいらしいので写真映えしそうですね♪ピクニックやお花見にピッタリです。持っていけばみんなの人気物になること間違いなしです！ぜひみなさんも美味しいパンで、春を存分に感じて下さい。(河原 賢太朗)



パン・ド・ミーさんで「いちごのメロンパン」を見つけました。見た目も可愛らしく、ドライいちごの酸味があって美味しかったです。通年の商品との事ですが、春っぽくてなんだかウキウキ気分になりました。もともとメロンパンが好きなので、変わったメロンパンに出会うと幸せを感じます。生の「いちごパン」も良いですが、「ドライいちごメロンパン」はお手頃で、小さな春を感じる事が出来ました。(堂上 園子)



初めまして。4月2日より入社させて頂きました、岩崎 愛(いわさき あい)と申します。税理士事務所での勤務経験がなく知識もスキルも全くないのですが、日々精進の気持ちを忘れずに丁寧で正確な仕事を心掛けたいと思います。優しいスタッフの皆さんに色々と教えて頂きながら、1日でも早く1人で仕事ができるよう努めていきたいです。ちなみに私の好きなパンは食パンです。子どもの頃は食パンよりも惣菜パンの方が好きだったのですが、趣向が変わり食パンや塩パン、クロワッサンなどシンプルなパンが好きになりました。焼いて食べるのはもちろん好きですが、最近は焼かずに何もつけないで食べるのがお気に入りです。モチモチふわふわな食パンの触感や匂いを楽しみながら食べています。食パンの形は角食パンが好きで、耳からかじって食べます。こんな私ですが、よろしくお願ひいたします。(岩崎 愛)

2019税務情報：消費税率引上げに伴う宣伝広告・価格設定

本年10月1日に予定される消費税率10%への引上げ措置に伴って、「消費税率の引き上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」が昨年11月に内閣府ホームページにて公表されています。引き上げまで半年をきっていますので、パン屋さんにも関わりあるその内容を、今号でかいつまんでご紹介させていただきます。

- ①消費税と直接関連した形の宣伝・広告は禁止されています。(左図)
- ②消費税転嫁対策特別措置法により、税込価格と誤認されない措置をすれば、税抜き価格として表示できます。(右図)※令和3年(2021年)3月31日まで

宣伝・広告に関する規制

○ 禁止されない表示

「10月1日以降〇%値下げ」などの表示は問題ない



✕ 禁止される表示

「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した宣伝・広告は禁止



価格表示の例

〇〇〇円(税抜価格)

〇〇〇円(税別)

〇〇〇円(本体価格)

〇〇〇円+税

〇〇〇円+消費税

当店の価格は全て税抜表示
となっています。

今回の点に限らず、詳しく知りたいことがございましたら、お気軽にお問合せくださいませ。(喜多 泰友)